

1 民法総則関係

弁護士 茶木 真理子

第1 意思能力(新法3条の2)

「意思能力」とは、「自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力」などと言われ、およそ7～10歳前後の能力とされている。かかる意思能力を欠く者の法律行為が無効であることは、これまでの判例・学説上も明らかではあったが、今回の改正で明文化された。

本規定は、施行日前にされた意思表示については適用されない(附則2条)。

第2 錯誤(新法95条)

1 旧法は「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」とのみ定めていたところ、新法では「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」(表示行為の錯誤)に加え、「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」(動機の錯誤)も対象となることが明示された(1項)。

また、錯誤が認められるための要件の一つである「要素の錯誤」については、「法律行為の要素に錯誤があった」という文言から、「錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」と改正された(1項柱書)。これまでの判例法理で、「要素の錯誤」とは、表意者が意思表示の主要な部分とし、この点について錯誤がなかったら、表意者は意思表示をしなかったであろうし(主観的因果関係)、通常人も意思表示をしなかった(客観的重要性)とされていたところを反映させたものである。

2 錯誤による意思表示の効果については、新法では取り消すことができるとされた(1項柱書)。旧法下でも、表意者しか無効主張できないとされていたことを踏まえたものである。よって、新法では、錯誤の場合に民法120条以下の追認や期間制限の規定が適用されることに注意が必要である。

3 「動機の錯誤」については、これまでの判例法理でも「動機を表示して意思表示の内容とした場合」には錯誤になるとされていたところ、今回の改正では「その事情が法律行為の基礎とされていることが

表示されていたときに限り」取り消すことができることが明らかにされた(2項)。

4 重過失のある表意者からの錯誤の主張については、これを許さないとしていた旧法95条但し書きを維持しつつ、その例外として、「相手方が、表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき」と「相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき」(いわゆる共通錯誤)には錯誤の主張が許されるとした(3項)。

5 さらに、錯誤による意思表示をもとに新たな法律関係に入った第三者の保護規定が新設された(4項)。この点は、従来、詐欺の場合の旧法96条3項を類推適用すべきとの有力説があったところである。なお、第三者には、善意無過失であることが要求される。

6 本規定は、施行日前にされた意思表示については適用されない(附則6条1項)。

第3 詐欺又は強迫(新法96条)

第三者による詐欺を理由とする取り消しについて、相手方が悪意の場合のみならず、相手方に過失がある場合が新たに加わった(2項)。

また、詐欺による意思表示をもとに新たな法律関係に入った第三者が保護される場合について、善意に加えて、無過失も要求することが明文化された(3項)。

本規定は、施行日前にされた意思表示については適用されない(附則6条1項)。